

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪府北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F  
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

## 経営

### 小規模企業景況、小売業にやや改善 先行きの不透明感は依然、継続中

5月の大型連休前の直前に発表される政府系金融機関や調査機関の「小規模企業景気動向調査」。特に中小企業の経営に影響するだけに、経営者はその成り行きに注目している。

4月28日、全国商工会連合会は平成28年3月期調査として「産業全体は小売業がリードして改善がみられた」と発表。3月期の産業全体の業況DI(景気動向指数)は小幅の改善となった。項目別には、売上額、採算、資金繰りDIとも小幅改善となった。しかし経営指導員からは「2月期の落ち込みから回復基調にあるが、力強さはない」と指摘し、依然として先行きの不透明感は継続している。小売業は春物の衣料品や新生活向け家電製品の売上増加で、一時的に大幅改善を示した。製造業は繊維関連や印刷機器関連の受注増で上向いた。

中小企業月次景況観測を行う商工中金は4月調査として「すべての業種で景況判断指数は50を下回る」と発表した。4月の景況判断指数は47.8(前月1.0ポイント低下)、製造業は46.1(前月比1.8ポイント低下)、非製造業は49.2(前月比0.3ポイント低下)と、いずれも3ヵ月ぶりに低下。

5月は全産業で46.4と低下を見込む(製造業44.2、非製造業48.2、共に低下)。

日本政策金融公庫は4月末、「中小企業売上げDI、マイナス。売上げ見通しDI、3ヵ月連続でマイナス」と発表。4月売上げDIは前月▲2.0から0.1ポイント低下し▲2.1。

## 税務会計

### 義援金に関する取扱いQ&Aを公表 法人が支払った義援金は全額損金算入

国税庁はこのほど、今般の熊本地震による被害者を支援するため、熊本県下や大分県下の災害対策本部等に義援金や寄附金を支払った場合の税務上の取扱いや、募金団体に対して支払う義援金が国等に対する寄附金(特定寄附金)として取り扱われるための確認手続き等について、照会の多い事例を、「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」として取りまとめ公表した。

事例はQ&A形式で全13項目。「寄附をした個人・法人の課税関係」と「義援金等を募集する募金団体の確認手続き」、「その他」に分かれ、すぐに使える情報がシンプルに分かりやすく整理されている。

例えば、法人が、熊本県下や大分県下の災害対策本部へ支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金に算入される。

同様に、個人が支払った義援金は「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となり、その額は「(その年中に支出した特定寄附金の額の合計額) - 2千円」という算式によって計算する。

また、個人が認定NPO法人や一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人に対する寄附をした場合には、上記の寄附金控除に代えて、寄附金特別控除(税額控除)の適用が受けられる。その計算式は、「(その年中に支出した寄附金の合計額 - 2千円) × 40%」となる。

## 今週のキーワード

### 小規模企業 景気動向調査

全国商工会連合会企業環境整備課が行い、全国約300商工会の経営指導員からの報告で精度が高い。対象商工会経営指導員による調査票への選択記入式に特徴がある。＜製造業＞悪化材料は①金属部品関連で受注単価が厳しい状況、②食料品関連で原材料の高騰が利益をひっ迫しているなどの報告があった。製造業の業況DIはわずかながら改善。＜建設業＞人手不足や暖冬による受注低下でわずかに悪化した。＜サービス業＞宿泊・観光業で長期休暇や歓送迎の需要が増加し小幅に改善した。